

監 委 第 209 号
平成26年 9月8日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県監査委員 磯 崎 久喜雄
同 森 田 悅 男
同 小 沼 均
同 齋 藤 良 彦

平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の
規定に基づき、平成26年8月8日付で審査に付された健全化判断比率及び
資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査
したので、別添のとおり審査意見書を提出します。

平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象は、平成25年度決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎事項書類」という。）である。

第2 審査の手続

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎事項書類について、

- ・ 健全化判断比率及び資金不足比率の算定に誤りはないか
- ・ 算定基礎事項書類が適正に作成されているか

に主眼をおいて、決算書等必要な書類と照合精査して審査を行った。

第3 審査の結果及び意見

審査した結果、本県の平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率はいずれも適正に算定され、算定基礎事項書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回り、資金不足比率の対象となる公営企業会計の資金不足額はなかった。しかしながら、将来負担比率については保有土地対策の前倒しなどにより、前年度から13.2ポイント改善し250.1%となって、平成22年度以降改善されてきているが、平成25年度の改善要因には、国の通知に基づく退職手当支給率の引き下げも大きく影響したものであって、依然として危機的な財政状況が続いているので、今後とも財政指標のさらなる向上を目指し財政の再建に努められたい。

○健全化判断比率

健全化判断比率	平成24年度 (%)	平成25年度 (%)	増(△)減 (%)	国が示した 早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	—	—	—	3.75
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75
実質公債費比率	14.1	13.9	△0.2	25.0
将来負担比率	263.3	250.1	△13.2	400.0

(注) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載した。

○資金不足比率

会計名	平成24年度 (%)	平成25年度 (%)	増(△)減 (%)	国が示した 経営健全化基準(%)
水道事業会計	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
地域振興事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	20.0
鹿島臨海都市計画				
下水道事業会計	—	—	—	20.0
流域下水道事業会計	—	—	—	20.0
港湾事業特別会計	—	—	—	20.0
都市計画事業土地区 画整理事業特別会計	—	—	—	20.0

(注) 資金不足額がないため、「—」を記載した。